

**坂戸市立小・中学校  
教職員の働き方改革基本方針**

**(教育職員に関する業務量管理・  
健康確保措置実施計画含む)**

**令和8年4月1日～令和12年3月31日**

**令和8年4月  
坂戸市教育委員会**

## 目次

はじめに.....	2
1 趣旨・現状 .....	3
(1)趣旨 .....	3
(2)本市の現状.....	3
2 目標 .....	4
(1)時間外在校等時間に関する目標 .....	4
(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標.....	4
3 期間 .....	5
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	5
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し .....	5
(2)学校における措置の推進.....	6
(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組.....	7
5 関連する取組、今後のフォローアップについて .....	7

## はじめに

近年、社会の急激な変化の中で、学校が抱える問題はより複雑化、困難化している。そのような中で、教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となっている。教職員の働きやすさと働きがいと両立し、次代を担う子どもたちへのよりよい教育を進めていくため、学校における働き方改革が急務となっている。

本市においては、平成31年3月18日付で文部科学省から通知された「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を受け、令和2年4月に「坂戸市立小・中学校 教職員の働き方改革基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定するとともに、令和2年1月に文部科学省が告示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)第7条第1項に規定する指針(以下「指針」という。))を受け、令和2年4月に教育委員会において「坂戸市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(以下「規則」という。))」を定め、本市の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に努めてきた。

このような中、令和6年8月には、中央教育審議会から『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」が示された。この答申では、学校における働き方改革の更なる加速化として「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」、学校における働き方改革の実効性の向上として「取組状況の見える化と PDCA サイクルの構築」等について触れている。

そして、令和7年6月に教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革を一層推進する等の理由で、給特法等の一部を改正する法律が成立し、それに伴い令和7年9月に指針が告示され、給特法に新たに設けられた第8条第1項に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定等の対応が定められた。

本市においても、令和2年度以降の取組により教職員の働き方改革が進んできているものの、依然として教職員の長時間勤務や業務への負担感などの問題がある。

本市の学校教育の基本方針である「子どもの学びと成長の支援」を推進し、子ども一人一人を大切に教育を実現するためには、教職員自身が働きがいを持ち、生き生きと働ける職場環境の整備が必要不可欠である。

これらのことから、本市における働き方改革を一層推進するため、基本方針(教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画含む)を改訂する。なお、本基本方針は、文部科学省が「令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する」ことを目標としているため、令和8年度から令和11年度までの4年間の基本方針とする。

# 1 趣旨・現状

働き方改革の推進によって、本市の目指す教育を実現する

## (1)趣旨

本市の学校教育の基本方針は「子どもの学びと成長の支援」であり、「子ども一人一人を大切に作る教育」「『学び』を重視する教育」「学校・家庭・地域が連携・協働する教育」を推進することで、児童生徒が自ら道を切り拓き、社会で自立する「生きる力」を育むことを目的としている。

現在、不登校児童生徒や特別の教育支援を必要とする児童生徒、虐待を受けている児童生徒、外国人等の日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向となっている。さらに、子どもの貧困やヤングケアラーなどの課題も指摘されているなど、児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化している。学校に対しての保護者や地域からの要望も多く、学校や教職員に対する期待が高いことなどから、学校や教職員の負担が増大してきた実態がある。この傾向は本市においても同様である。

このような学校や教職員が置かれている現状の中で、本市の目指す教育を実現するためには、教職員が毎日健康で働きがいをもって業務にあたれるようにしていかなければならない。そして、教員が授業や学年・学級経営、生徒指導をはじめとした専門性に基づく全ての教育活動に全力で専念できる職場環境づくりを進める必要がある。

こうしたことを踏まえ、給特法第8条第1項に規定されている教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を含んだ基本方針を改訂するものである。

## (2)本市の現状

○本市では、令和2年4月に制定した規則において、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間(以下「時間外在校等時間」という。)の上限を定め、基本方針に沿って教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本市における令和6年度の教育職員の時間外在校等時間は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

		年平均	月 45 時間超	月 80 時間超	年 360 時間超
小 学 校	校長	月 32.8 時間	20.1%	0%	58.3%
	教頭	月 38.7 時間	27.6%	1.3%	69.2%
	教諭等	月 31.4 時間	22.9%	0.4%	57.5%
	養護教諭	月 18.0 時間	4.5%	0.6%	7.7%
	栄養教諭	月 20.7 時間	4.2%	0%	0%
	事務	月 13.6 時間	0%	0%	0%

中 学 校	校長	月 33.9 時間	20.8%	0%	50.0%
	教頭	月 38.2 時間	29.6%	3.7%	85.7%
	教諭等	月 39.3 時間	34.0%	5.3%	73.6%
	養護教諭	月 19.7 時間	2.4%	0%	14.3%
	栄養教諭	月 21.5 時間	0%	0%	0%
	事務	月 15.4 時間	0%	0%	0%

※令和7年度 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査より

○時間外在校等時間の年平均では、小中学校共に校長・教頭・教諭等が月30時間を超える結果となっている。授業や学校運営、学級経営などの本来取り組むべき業務に注力できるよう、時間的余裕を創出する必要がある。

## 2 目標

### (1)時間外在校等時間に関する目標

- ・1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。

【指標】1つの年度ごとに1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間が30時間以内であった教育職員の割合を調査し、令和11年度末に以下の数値目標を達成することを目指す。

小学校 80%      中学校 60%

### (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

<年間>

- ・年次休暇取得日数で、10日以上取得する教職員を80%にする。

【令和6年度65%(小学校75%・中学校49%)】

<ストレスチェック>

- ・教職員が生き生きと教育活動に取り組み、一人一人が働きがいを実感できることを目指す。「働きがい」「仕事や生活の満足度」の水準(全国平均を上回る状況)を維持する。

【令和7年度はどちらの項目も全国平均を大きく上回り、働きがいを実感できている教職員が多い。】

- ・「心理的な仕事の負担」「自覚的な身体的負担度」を全国平均と同程度にする。

【令和7年度は心理的な仕事の負担(量)で1.3ポイント、同(質)で1.2ポイント、自覚的な身体的負担度で0.9ポイント市平均が全国平均を上回り、負担感が大きい。】

- ・高ストレス判定者の人数を30人以下にする。

【令和6年度53人、令和7年度39人】

### 3 期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本方針期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。
- また、教育委員会から先進の事例や好事例を各学校へ紹介し、各学校で業務改善会議等(カエル会議等)の具体的な取組が実施されるようにする。

### (1)「業務の3分類」<sup>1</sup>を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
  - ・各校区の実情を踏まえつつ、保護者・学校応援団・地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。
- ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)
  - ・学校における放課後から夜間における自主的な見回りは原則行わないこととする(緊急時等、必要な場合を除く)。
  - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化)(「3分類」③関係)
  - ・給食費について、令和8年度に公会計化を実施する。
- ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)
  - ・学校が教育委員会と連携したり、弁護士を活用したりするなど、当該苦情等に対応できる体制の充実を図る。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
  - ・校務支援システムの機能等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・新たな調査をする場合は、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。また、調査の頻度についても適宜見直しを行う。
  - ・県や市等の保護者あての通知や連絡は、原則として教育委員会が対応する。
- ◇学校プールの施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)
  - ・学校プールの施設管理業務は、主に教育委員会が行う。

<sup>1</sup> 指針 第2章:サービス監督教育委員会が講ずべき措置等 第3節:サービス監督教育委員会が講ずべき業務管理・健康確保措置 (2)学校又は教師の業務の3分類 に定義されている業務分類

◇部活動(「3分類」⑬関係)

- ・坂戸市立中学校の部活動方針(以下「部活動方針」という。)に基づき活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。
- ・部活動の朝練習は、大会前以外は実施しない。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇給食時の対応(「3分類」⑭関係)

- ・給食時の対応のうち、個別に支援が必要な児童生徒への対応を学校栄養職員等が行うことで、担任等の業務の軽減につなげる。

◇授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することにより、採点作業や成績処理、指導要録の作成等に係る事務負担を軽減する。
- ・印刷や環境整備等の作業を担う校務支援員の配置拡充を進め、授業準備に係る事務負担を軽減する。
- ・学習指導案や教材等を教員間で共有できるフォルダを作り、授業準備に係る負担を軽減する。
- ・体育科における水泳指導は、民間業者に委託し、教師と指導員で連携して指導にあたる。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑰関係)

- ・スクールカウンセラーが生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を充実させる。
- ・スクールソーシャルワーカーが市長部局等の関係機関と学校をつなぎ、必要に応じて学校で実施するケース会議に参加する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する会議(いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査審議会)を年3回程度実施することで、学校と関係機関が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制の充実を図る。
- ・支援が必要な児童生徒(校内教育支援センターで支援を受ける児童生徒含む)を支援する学校支援員の配置拡充を進める。
- ・日本語指導が必要な児童生徒を支援できるよう、日本語指導支援員の配置を継続する。
- ・市の教育支援センターに、児童生徒の支援ができるよう指導員の配置を継続する。
- ・児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び相談員の学校等への配置を継続する。

## (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育委員会や教育事務所による学校訪問について、過度な対応や接待をせ

ず、訪問の際の資料等を簡略化する。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回ることはないようにする(小4以上は年間で1086単位時間を超えない)。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の会議等の勤務時間内での設定など、日課表の見直し及び工夫改善を行う。
- ・留守番電話機能を効果的に活用し、負担を軽減する。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・校務支援システムで在校時間の記録をとり、管理職が教職員の勤務実態を把握し、適切な指導を行い、健康管理に生かす。1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員には、管理職が面接指導を実施し改善に努める。
- ・11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に努める。
- ・教職員が50人以上の学校には衛生委員会を設置の上、産業医を配置し、教職員の健康管理を適切に進めていく。
- ・全教職員に対しストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会等で指導する。
- ・教職員に対して、「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深める。
- ・産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整える。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・各年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう努めるとともに、夏季休業及び冬季休業の期間中に全教職員が出勤しない期間が5日以上となるよう閉庁日の設定を行う。

## 5 教育委員会の取組、フォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、毎年度市のホームページで目標の達成状況を公表するとともに、定例の教育委員会協議会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間や年休取得にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

- ・各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職の研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・障害者が働きやすい職場をつくるため、障害者会計年度任用職員の配置を県に要望する。
- ・学校に対し、定時退校日の取組について、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うよう働きかける。
- ・各中学校における「部活動方針」の遵守の状況を把握するとともに、内容の検討を行う。
- ・各中学校の部活動指導員やクラブサポーターティングスタッフにも「部活動方針」が遵守されるよう働きかける。
- ・中学校に対し、生徒及び保護者に「部活動方針」について丁寧に説明を行うよう働きかける。